

北九州市小中一貫・連携教育基本方針
令和3年度改訂

北九州市教育委員会
令和3年8月

目 次

1	本市におけるこれまでの小中一貫・連携教育の推進状況	1
	(1) 北九州市小中一貫・連携教育基本方針（旧方針）の策定	
	(2) 小中一貫・連携教育の手立てとねらい	
	(3) 旧方針の策定後の小中一貫・連携教育の状況	
2	基本的な方向性	3
	(1) 改訂に至った経緯	
	(2) 小中一貫教育で期待される効果	
	(3) 基本的な考え方（小中一貫教育と小中連携教育の区分）	
3	実施事項	6
	(1) 小中一貫教育の実施	
	(2) 小中連携教育の更なる推進	
	(3) 教育委員会における取組	
4	目標等	9
5	今後の小中一貫教育の推進	9

【参考】北九州市小中一貫教育検討会議

【参考】今後の北九州市小中一貫教育の推進について

(R3年7月 北九州市小中一貫教育検討会議報告書

～「北九州市小中一貫・連携教育基本方針」改訂に向けた基本的考え方～ 概要版)

1 本市におけるこれまでの小中一貫・連携教育の推進状況

(1) 北九州市小中一貫・連携教育基本方針（旧方針）の策定

近年、少子高齢化や核家族化の進行、個人のライフスタイルや価値観の多様化に伴う地域コミュニティの弱体化等により、社会が大きく変化してきています。このことから、児童生徒の学習指導上、生徒指導上の課題が多様化・複雑化し、小学校、中学校単独では解決することが困難な教育課題も生じています。

特に、いじめ・不登校などが中1で急増する、いわゆる「中1ギャップ」については、長年課題とされています。その原因の一部に、小中学校の教職員の指導内容や指導方法等に関する相互理解の不足、児童生徒に関する情報交換や共通理解の不足などが指摘され、小中学校間の切れ目のない指導や情報連携が求められています。

このような中で、本市では、平成25年1月に「北九州市小中一貫・連携教育基本方針」（以下「旧方針」という。）を策定し、平成25年度から市内すべての小中学校の既存の施設の下で、「小中一貫・連携教育」に取り組んできました。

● 「小中一貫・連携教育」:

小中学校が義務教育9年間の教育課程や教育活動を一体的に捉え、学力・体力の向上、中1ギャップの解消など、中学校区の状況を踏まえた教育目標を設定し、一貫した考えを共有しながら連携すること。

(2) 小中一貫・連携教育の手立てとねらい

ア 中学校区ごとの取組と課題解決

本市の各小中学校、中学校区が直面している課題は様々です。このため、小中学校においては、校区内の児童生徒や地域の課題・実情等について共通理解を図り、年間指導計画書を作成して、当該課題等に応じた教職員交流、児童生徒交流、保護者・地域交流等に組織的・計画的に取り組み、当該中学校区の取組を保護者や地域に積極的に情報提供することとしてきました。

イ 交流活動とねらい

各中学校区においては、教職員交流、児童生徒交流、保護者・地域交流を通して、次のことを目指してきました。

○教職員交流

- ・小中学校の教職員による相互の授業参観や合同研修会を通して、互いの指導内容や指導方法等に関する理解を深める。その上で、義務教育9年間を見通した連続性・系統性のあるきめ細かな学習指導を行うことで、児童生徒の学習意欲、学力・体力の向上を図る。
- ・小中学校の教職員が、児童生徒に関する情報交換や共通理解等を通して、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな生徒指導を行うことで、学校生活への適応

力の向上や問題行動等の減少を図る。

- ・団塊世代の大量退職に伴い、新規採用教職員が増加している。そのため、特定の教科や特別支援教育等の分野において専門性が高く、指導力のある教職員の知見・ノウハウを共有することで、小中学校相互の教職員の指導力の向上を図る。

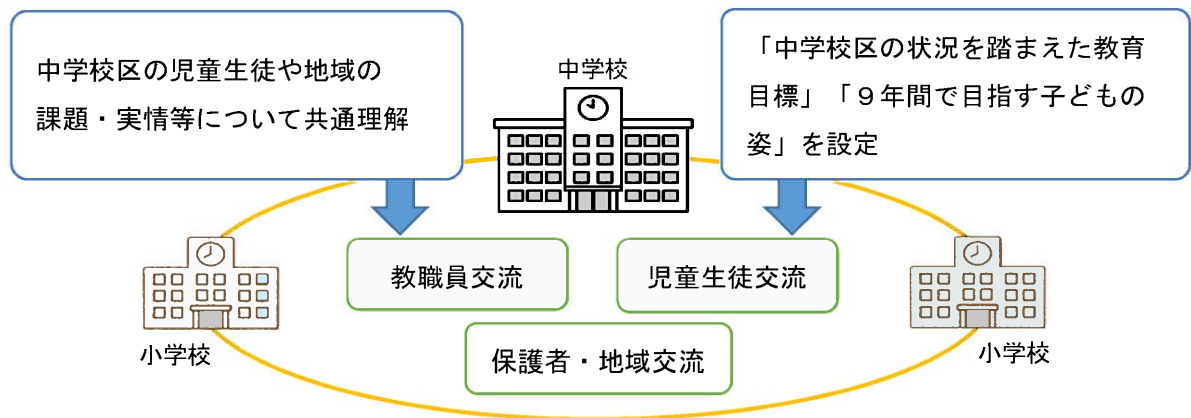
○児童生徒交流

- ・小中学校の交流授業・行事など、多様な教職員・児童生徒と関わる機会を通して、豊かな人間性を醸成する。また、小学生の中学校進学に対する不安を軽減し、期待感の向上及び中学生の自尊感情の向上を図る。

○保護者・地域交流

- ・義務教育9年間を通じた学校・家庭・地域の連携により、社会全体で子どもを育てる意識を高め、家庭・地域の教育力の向上、地域の特色ある学校づくり・安全で安心な学校づくりの推進を図る。また、保護者、地域との合同行事により、地域への愛着や思いやりの心の育成を図る。

＜中学校区における小中一貫・連携教育＞



(3) 旧方針策定後の小中一貫・連携教育の状況

本市では、これまで小中一貫・連携教育推進サポーターの配置等の小中連携のための体制整備や、9年間を通じて行う手立て（「北九州子どもつながりプログラム」など）を各学校に提供してきました。

また、学習指導要領の改訂などに伴い、中学校の外国語科や保健体育科の教員の小学校への配置、小学校高学年における一部教科担任制の導入など、小中学校間の人的交流についても進めてきたところです。

各小中学校においても、地域の実情に応じた様々な取組を行っており、「小中一貫・連携教育」に係る定例的な取組等については、概ね定着してきました（例：管理職による定期的な意見交換・情報交換や児童生徒に関する情報交換、合同研修会に関しては、ほぼすべての中学校区で実施されています）。

一方で、「小中一貫・連携教育」の目的・理念が教職員に十分に浸透したとはいえない側面も見受けられます（例：研修には一緒に参加しているものの、小学校と中学校の教員で分かれて座り、ほとんどお互いに話さないなど、実質的な交流が行われていないケースもありました）。

また、小中学生による合同授業・合同行事を実施している中学校区は約半数であるなど、児童生徒の交流に関しては地域によって実施状況に違いが生じています。

さらに、中学校進学後に新たに長期欠席となる生徒は一定数いること、また、小学校高学年でのつまずき、小中ギャップ（※）など、「小中一貫・連携教育」で対応しようとした課題が、必ずしも解決できたとは言えない状況にもあります。

※ 小中ギャップとは・・・

小学校と中学校との教育活動の差異や子どもたちの人間関係や生活の変化が生じることで、小学校段階からの学習面でのつまずきの蓄積、小学校段階では顕在化していなかった人間関係上の課題、家庭が抱える様々な事情等とも相まって生じる精神的・身体的負担を指す。こうした課題に対しては、小中学校の接続面での配慮のみならず、義務教育9年間全体での取組を充実させることが重要である。

2 基本的な方向性

（1）改訂に至った経緯

旧方針の策定から、既に8年以上が経過しています。この間、平成28年度に9年間一貫した新たな学校種である「義務教育学校」が創設され、小中一貫教育に関する制度化が進むなど、「小中一貫・連携教育」を取り巻く状況は大きく変化しています。

そのため、これまでの本市の「小中一貫・連携教育」の進捗状況や国の動き、他都市の取組も踏まえて、内容等に関して再度検討するため、令和2年11月に有識者会議「北九州市小中一貫教育検討会議」を設置しました。令和3年7月には、同会議から「北九州市小中一貫教育検討会議報告書～『北九州市小中一貫・連携教育基本方針』改訂に向けた基本的考え方～」がまとめられたことから、これからの時代にふさわしい改訂を行うこととしました。

（2）小中一貫教育で期待される効果

文部科学省が小中一貫教育を行う設置者や実施校に調査したところ、項目によっては「課題がある」（例：小中学校の教職員間での打合せ時間の確保など）とされていますが、学習指導、生徒指導、教職員の協働等に関する質問では「成果があった」とする回答割合が高くなっており、一定の成果があったものと考えています。

令和元年8月に策定した「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」（以

下「教育プラン」という。)においては、本市の学校教育が目指す3つの子どもの姿「自立し、思いやりの心をもつ子ども」「新たな価値創造に挑戦する子ども」「本市に誇りをもつ子ども」を掲げています。

この目指す子どもの姿の実現に向けては、小中学校の教職員が「義務教育9年間で子どもを育てる」という意識を強くもち、それぞれが果たすべき役割とチームワークを最大限に発揮し、9年間を通じた学習指導・生徒指導を行うことが必要です。また、地域と「小中一貫・連携教育」の意義を共有し、9年間を通じた学校・家庭・地域の連携を通して、これからの時代を生きる子どもたちを多くの目で見守り、育てることも重要です。

また、教育プランでは、「施策7 長期欠席、いじめ等へのきめ細かな対応」といった施策の項目を設定し、長期欠席児童生徒の割合など、小中ギャップに関連する指標を「重点指標」などに設定しています。学力・体力に関しても、全国平均を超えるという目標を立てています。

これらの指標や目標を達成するためにも、9年間を通じたカリキュラムの設定や対策の推進が、効果をもたらすものと考えています。

(3) 基本的な考え方（小中一貫教育と小中連携教育の区分）

以上のことから、本市では、小中一貫教育の実施を目指し、中学校区の児童生徒の実態及び課題を踏まえ、可能なものから積極的に取組を進めていくこととします。

ただし、複数中学校へ進学する分離進学等の校区の実情で、「小中一貫教育」を実施することが困難な学校については、当面の間、「小中連携教育」の充実に取り組むこととします。

これまでの「小中一貫・連携教育」では、小中学校の教職員が「義務教育9年間で子どもを育てる」という一貫した考えを共有した上で、各種交流等の取組を連携して行うこととしていましたが、本市が進めていくべき方向性をより明確にするため、「小中一貫・連携教育」を「小中一貫教育」と「小中連携教育」に区分することとします。

いずれの場合も、「核となる理念」(P5図：小中学校が義務教育9年間の教育課程や教育活動を一体的に捉え、学力向上、体力向上、小中ギャップの解消など、中学校区の状況を踏まえた教育目標・9年間で目指す子どもの姿を設定し、一貫した考えを共有する)の下で実施することとします。

- 「小中一貫教育」：小中学校が9年間を通じて協同で教育課程を編成し、体系的な教育を目指す教育
- 「小中連携教育」：小中学校の教職員がお互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

旧方針では、個別分野ごとに主な取組を示し、その実現等に取り組んでまいりましたが、旧方針策定後に各種交流等の取組が概ね定着してきたことや、地域の実情を最大限反映した取組とすべきこと、教職員の負担軽減の観点から、具体的な取組内容（「3 実施事項」）については焦点を絞って示すこととしました。

＜北九州市小中一貫・連携教育のイメージ図＞

【目指す子どもの姿】

- 自立し、思いやりの心をもつ子ども
- 新たな価値創造に挑戦する子ども
- 本市に誇りをもつ子ども

【小中一貫・連携教育の意義】

- 9年間を通じた連続性・系統性のあるきめ細かな学習指導による学習意欲、学力・体力の向上
- 9年間を通じたきめ細かな生徒指導による小中ギャップの解消、問題行動等の減少
- 教職員の知見・ノウハウの共有による小中相互の教職員の指導力の向上
- 小中交流授業等による豊かな人間性の醸成、中学校進学への不安軽減、中学生の自尊感情の向上
- 9年間を通じた学校・家庭・地域の連携による家庭・地域の教育力の向上、地域の特色ある学校づくりの推進
- 保護者・地域との合同行事による地域への愛着や思いやりの心の育成

小中一貫教育

小中学校が9年間を通じて協同で教育課程を編成し、系統的な教育を目指す

小中連携教育

小中学校の教職員がお互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す

核となる理念

小中学校が義務教育9年間の教育課程や教育活動を一体的に捉え、学力向上、体力向上、小中ギャップの解消など、中学校区の状況を踏まえた教育目標・9年間で目指す子どもの姿を設定し、一貫した考えを共有する

9年間を通じた
学習指導・生徒指導

9年間を通じた
学校・家庭・地域の連携

3 実施事項

(1) 小中一貫教育の実施

ア 全市的な「小中一貫教育」の取組

○9年間を通じたSDGsに関連する学習の実施

本市は「SDGs未来都市」として、全市をあげてSDGsに取り組んでおり、教育プランでも「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえた学校教育の推進を図ることとしています。9年間を通じて、SDGsへの関心を深め、世界や日本、本市に存在する課題を主体的に捉え、持続可能な社会の実現に向けて自ら行動を起こせるようになることは、教育プランの「目指す子どもの姿」の実現につながるものです。

そのため、「小中一貫教育」として、全学校で9年間を通じたSDGsに関連する学習に取り組むとともに、地域の課題を解決するために、中学校区の特性を生かした活動を推進していきます。

○小学校高学年における一部教科担任制の推進

小学校高学年における一部教科担任制については、学級担任と専科教員という複数の教員による多面的な児童理解が図られるとともに、学びの連続性を確保し、中学校の学習スタイルへの円滑な移行につながるなど、小中ギャップの解消等にも効果があるものです。

本市では、中学校のみの免許を有している教員を小学校に配置し、免許を有している教科とともに学級担任を担う等の一部教科担任制を実施しており、これらの教員の配置がない学校も含めて、小学校内における持ち合い授業などを行うことで、全市的に小学校高学年における一部教科担任制を推進します。

イ 各中学校区での実施に関する内容

各中学校区では、これまでの「小中一貫・連携教育」の理念を踏まえた取組を継続していきます。「小中一貫教育」の実施については、中学校区でのこれまでの「小中一貫・連携教育」の取組や分離進学の様況、地域の理解、校舎間の距離などを踏まえて、各中学校区で実施の検討を行うこととします。

「小中一貫教育」を実施する学校は、中学校区に共通する児童生徒の学力の実態や傾向、地域の特色等を分析し、課題を設定した上で、小中合同で児童生徒の実態や地域の特色を生かした9年間を通じた教育課程を編成します（教科等の例：生活科・総合的な学習の時間、特別の教科道徳、食育、キャリア教育、SDGsの学習等）。

また、「地域とともにある学校づくり」を推進し、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働本部と目標・ビジョンの共有を通じて、学校と地域の更なる連携・協働を推進します。

<各中学校区での実施内容例>

※◎印のみ必須事項。その他は中学校区の実情に応じて実施。

- ◎中学校区の子どもにつけたい力等を明確にした9年間のカリキュラム編成と実施
 - ・児童生徒の発達段階に応じた教育課程（4－3－2、5－4などの学年区分）
 - ・小学校高学年や中学校1年生など小中学校相互の乗り入れ授業の実施
 - ・中学校区内で学力の面など共通して見られる課題について、9年間を通じた対策の実施
 - ・地域の特性を生かした中学校区独自の継続した教育活動の設定
（総合的な学習の時間、学校行事、児童会・生徒会活動）
 - ・学校行事等の合同実施
 - ・家庭学習に関する9年間を通じた見通しを中学校区で作成・家庭に提示
 - ・生活習慣への指導に関する9年間を通じた見通しを中学校区で作成・提示
 - ・小学校高学年の中学校部活動への参加体験
 - ・中学校区における教育上の課題を地域と共有し、9年間を通じた子どもの育成方針などについて議論・決定（コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の中学校区での設置等）
等

（2）小中連携教育の更なる推進

複数中学校へ進学する分離進学等の校区の実情で、「小中一貫教育」を実施することが困難な学校については、当面の間、「小中連携教育」の充実に取り組むこととします。従来の「小中一貫・連携教育」の取組（各種交流等）については、これまでの成果や課題を確認し、その意義や目標を整理した上で、創意工夫ある取組を実施します。

その場合であっても、「小中一貫教育」の推進に向けて、可能な範囲から段階的に、一貫性かつ連続性のある教育活動を目指していくことが大切です。

また、全中学校区に設置している地域学校協働本部の活動を通じて、地域と「小中一貫教育」「小中連携教育」の意義を共有し、学校・家庭・地域が連携した取組を実施することとします。

<各中学校区での実施内容例> ※中学校区の実情に応じて実施。

- ・合同研修会等を通じた中学校区内の学力・体力向上に関する状況把握
- ・小中学校教員の相互の授業参観
- ・学校行事等での児童生徒の交流
- ・中学校区内の生徒指導主事・主任による情報交換会
- ・小学校の不登校等の状況を中学校と情報共有
- ・中学校区合同でのケース会議の実施（生徒指導、特別支援教育等）
- ・地域学校協働本部と連携した地域活動への小中合同での参加

等

●全市的な「小中一貫教育」の取組

- ・9年間を通じたSDGsに関連する学習の実施 ・小学校高学年における一部教科担任制の推進

●各中学校区における取組

<小中一貫教育の実施>

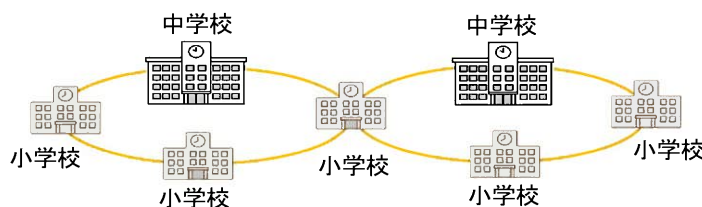
2小1中など進学先が概ね固定



中学校区の児童生徒の実態や地域の特色を生かした9年間を通じた教育課程の編成等を行い、連続性・系統性のある「小中一貫教育」を実施

<小中連携教育の更なる推進>

1つの小学校から複数中学校への進学（分離進学）が多い



現在実施している各種交流等の取組について、成果や課題を確認し、その意義や目標を整理した上で創意工夫ある取組を実施し、「小中連携教育」の充実を図る（「小中一貫教育」の取組にもチャレンジ）

(3) 教育委員会における取組

○「(仮称)小中一貫教育ガイドライン」の作成

教育委員会では、令和4年度からの「小中一貫教育」の実施に向け、令和3年度中に「(仮称)小中一貫教育ガイドライン」を作成します。従来の「小中一貫・連携教育」の好事例を紹介するとともに、「小中一貫教育」と「小中連携教育」の違いや意義、9年間を通じたカリキュラム編成の参考事例や手順なども示すこととします。

○ 小中一貫教育モデル校区の指定

令和4年度から「小中一貫教育」を行うモデル校区を指定し、児童生徒の実態や地域の特色を生かした教育課程の編成や教職員組織の連携、教育効果等に関する検証等を行います。モデル校に対しては、中学校区内の各学校をつなぐコーディネーターの配置を行うなど、他の学校の参考になる取組となるように、教育委員会としても体制整備を図ります。

○ 小中学校の免許併有の推進、小中学校の人事交流の促進

「小中一貫教育」を推進するため、教員採用試験における複数免許状保持者特別選考枠の設定や、小中学校の免許の併有促進のための仕組みづくりについて検討を進めます。また、教員の経験を豊かにする観点も含めて、両方の校種での経験を積極的に積むことができるよう小中学校の人事交流の促進を図ります。

4 目標等

旧方針と同様に目標値は設定せず、従来どおり各学校の「小中一貫・連携教育」の実施状況を確認します。また、教育プランの指標のうち、特に「長期欠席児童生徒の割合が全国平均以下」、「地域の行事に参加する児童生徒の割合が全国平均以上」に関する指標については、「小中一貫教育」「小中連携教育」に関連する指標としてモニタリング等を行います。

新方針は、国の動向や教育プランの進捗等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととします。

5 今後の小中一貫教育の推進

2（3）「基本的な考え方（小中一貫教育と小中連携教育）」でも述べたとおり、本市では、令和4年度から「小中一貫教育」の実施を目指して、中学校区の児童生徒の実態及び課題を踏まえて、可能なものから積極的に取組を進めていくこととします。


将来的には、新たな学校種である「義務教育学校」や「小中一貫型小学校・中学校（併設型小学校・中学校）」といった小中一貫教育校の設置についても検討していくこととします。そのためには、学校規模や校区の広さ、校舎等の施設なども考慮する必要があるため、「北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方」の見直しを検討します。

また、現在、一つの小学校から複数中学校へ進学する分離進学等の校区の実情で、「小中一貫教育」を実施することが困難な学校もあるため、その解決に向けて通学区域の弾力化を含め通学区域の見直しを検討します。

なお、本市では小学校区単位を基本にまちづくり協議会が設置されており、通学区域の見直しにあたっては地域コミュニティの再編等も伴ってきます。また、学校は防災機能も含め、地域の核としての役割も期待されており、今後は「地域とともにある学校づくり」を推進し、学校と地域の更なる連携・協働を図ることも必要です。

今後の小中一貫教育の推進にあたっては、持続可能なまちづくりの観点からも、本市全体の都市計画やまちづくりと一体的に学校のあり方を検討するなど、関係部署等と連携して取り組む必要があると考えています。

<小中一貫教育校の形態等>

形態	義務教育学校 新たな学校種（一つの学校） 	小中一貫型小学校・中学校 組織上独立した小中学校が一貫した教育を実施 
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年
組織・運営	一人の校長 一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して施すために ふさわしい運営の仕組みを整えることが要件
免許	原則小学校・中学校の両免許状を 併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程 の指導が可能など、片方の免許で可	所属する学校の免許状を保有していること
教育課程	■ 9年間の教育目標の設定 ■ 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成	
教育課程の特例	■ 一貫教育に必要な独自教科の設定 ■ 指導内容の入替え、移行	
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
標準規模	18 学級以上 27 学級以下	小学校、中学校それぞれ 12 学級以上 18 学級以下

【参考】

■北九州市小中一貫教育検討会議

＜検討会議構成員一覧＞（敬称略）

大島 まな	九州女子大学人間科学部教授
恒吉 紀寿	北九州市立大学文学部教授【座長】
森 保之	福岡教育大学大学院副学長（教職大学院拡充担当）
楊 川	九州国際大学現代ビジネス学部准教授
シャルマ 直美	北九州市教育委員
三浦 隆史	北九州市 PTA 協議会会長【座長代理】（第4回まで小森 潤一郎）
宮地 久男	北九州市自治会総連合会副会長
緒方 眞奈美	小倉中央小学校校長
吉原 治彦	若松中学校校長
浦田 優斗	大蔵小学校教諭（専任生徒指導主任）
杉山 由香恵	守恒小学校主幹教諭
湯浅 香織	八児中学校主幹教諭（第3回まで参加、参加時の所属）

＜検討会議開催状況＞

第1回会議（令和2年11月19日）

- ・国の動向について
- ・北九州市の取組について

第2回会議（令和3年2月2日）

- ・北九州市の校区の状況について
- ・小中一貫・連携教育の形態について
- ・市及び県内（宗像市・宮若市）事例ヒアリング

第3回会議（令和3年3月19日）

- ・小中一貫教育の最近の動きについて
- ・札幌市ヒアリング
- ・論点等について

第4回会議（令和3年5月14日）

- ・基本方針改訂に向けた基本的考え方（案）について

第5回会議（令和3年6月28日）

- ・北九州市小中一貫教育検討会議報告書（案）について